

## 阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務委託に係る企画提案方式実施要領

この要領は、阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務を委託するにあたり、業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定することを目的として定める。

### 1. 基本的な事項

- (1) 件 名 阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務委託(以下「本業務」という。)
- (2) 発 注 者 阪南市海洋教育推進協議会(以下「協議会」という。)
- (3) 委託期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 19 日(木)
- (4) 業務内容 別紙「阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務委託仕様書」のとおり
- (5) 実施方法 企画提案方式(以下「本方式」という。)
- (6) 予定価格 600,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。
- (7) 契約方法 阪南市財務規則(平成 13 年阪南市規則第 8 号)の定めるところにより契約する。

### 2. 参加資格

本方式に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 阪南市入札参加停止要綱(平成 13 年阪南市訓令第 12 号)に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱(平成 25 年 2 月 21 日決裁)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 阪南市暴力団排除条例(平成 24 年阪南市条例第 16 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
- (6) 本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
- (7) 本業務を遂行できる体制が整えられていること。

### 3. 実施日程

| 項目       | 日程等                      | 備考              |
|----------|--------------------------|-----------------|
| 公募開始     | 令和 7 年 10 月 7 日(火)       |                 |
| 質疑書の提出期限 | 令和 7 年 10 月 15 日(水)15時まで | 電子メール又は FAX     |
| 質疑に関する回答 | 令和 7 年 10 月 20 日(月)      | 本市ウェブサイトにて回答    |
| 提案書等の提出  | 令和 7 年 10 月 27 日(月)15時まで | 持参又は郵送(書留郵便に限る) |
| 審査       | 令和 7 年 10 月 29 日(水)      | 全ての参加者に電子メールで通知 |
| 審査結果の公表  | 令和 7 年 10 月 31 日(金)      | 本市ウェブサイトにて公表    |
| 契約締結     | 令和 7 年 10 月 31 日(金)(予定)  |                 |

### 4. 説明会

実施しない。応募に関する資料・様式などは、下記 URL よりダウンロードすること。

### 5. 質疑及び回答

#### (1) 提出期間・方法

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式1)を令和 7 年 10 月 15 日(水)15時までに、電子メールまたはFAXにより提出の上、送信後に電話連絡を行うこと。また、電話による質疑は一切受け付けない。回答は、本市ウェブサイトへ掲載するが、質問のあった事業者名は公表しないものとする。

#### (2) 提出先

阪南市教育委員会事務局 生涯学習部学校教育課

海洋教育推進協議会事務局

F A X:072-473-3504

E-mail:gakkou-k@city.hannan.lg.jp

#### (3) 回答方法

令和 7 年 10 月 20 日(月)までに、本市ウェブサイトにて回答する。

### 6. 応募方法

#### (1) 提出書類

① 参加申込書(様式 2)

② 業務実績書(様式 3)

③ 企画提案書(A4 サイズ、10 ページ以内)

ア 仕様書の業務内容に掲げる各事項(企画コンセプト、全体の構成案、各ページの展開案、デザ

イン案等)について、具体的な提案を行うこと。

イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他 PR 及び独自提案についても適宜資料を添付すること。

④ 業務実施体制(様式 4)

⑤ 誓約書(様式 5)

⑥ 見積書(様式自由、但し内訳を明記すること)

見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

## (2) 作成上の留意点

① 簡易な A4 ファイルで提出すること。

② 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。

③ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする。

④ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

⑤ 提案書等の印刷の色は、任意とする。

⑥ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。

⑦ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

⑧ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務委託」、提出年月日を記載し、正本には、社名(商号)、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

⑨ 見積書の正本には、社名(商号)、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

## (3) 提出部数

① 正本 各 1 部

② 副本 各 2 部(参加者名を特定できる記載をしないこと)

③ CD-ROM 等の電子媒体(提出書類(正本及び副本)を PDF に変換したもの)1 枚

## (4) 提出期限

令和 7 年 10 月 27 日(月)15 時必着

## (5) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)

## (6) 提出先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1

阪南市教育委員会事務局 生涯学習部学校教育課

海洋教育推進協議会事務局

## 7. 審査・選定

### (1) 審査方法

提出された企画提案書等をもとに、協議会において審査を行う。

## (2) 審査基準

| 審査項目         | 評価項目                                               | 配点  |
|--------------|----------------------------------------------------|-----|
| 企業評価(業務遂行能力) | 業務実績(様式3により評価)<br>※過去10年程度を基本とする。                  | 5   |
|              | 業務実施体制(様式4により評価)                                   | 15  |
| 提案書(業務内容)    | 実施方針は仕様書を踏まえた確か、業務内容は具体的か                          | 20  |
|              | 業務体制や業務工程は適切かつ実現性が高いか                              |     |
| 提案書(新規提案)    | デザイン、レイアウトは魅力的で見やすく分かりやすいものとなっているか                 | 45  |
|              | 掲載内容はパンフレット等の利用目的に沿ったものであり、阪南市の魅力が効果的に伝わるものとなっているか |     |
| 審査対応         | 分かりやすい説明や、的確な質問対応がなされ、安心して業務を任せられるか                | 10  |
| 見積書          | 見積額は適正な金額か                                         | 5   |
| 合 計          |                                                    | 100 |

## (3) 審査(選定)結果

審査(選定)結果については、全応募者に文書により通知する。また、令和7年10月31日(金)以降、本市ウェブサイトで、本方式に参加した全ての者の商号を、このうち契約候補者については得点を含めて公表する。

なお、審査(選定)結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

## 8. 契約の手続

- (1) 仕様書及び契約候補者の提案書等の内容を基本に協議の上、阪南市財務規則に基づき契約を締結する。
- (2) 原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。  
また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (3) 上記(2)の調整後、契約候補者は、見積書を再度提出すること。

## 9. 留意事項

- (1) 本方式に要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 協議会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

- (3) 提案書等は、1参加者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 提案書等、本方式に係る全ての提出物は返却しないものとする。
- (6) 提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例(平成12年阪南市条例第26号)に基づく公開の対象となる。
- (7) 電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
  - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ④ 見積額が予定価格を超えている場合
  - ⑤ 審査(選定)の公平性を害する行為があった場合
  - ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 応募後に辞退する場合は、審査実施日時までに辞退届(任意様式)を提出すること。

## 10. 問合せ先

阪南市教育委員会事務局 生涯学習部学校教育課  
海洋教育推進協議会事務局  
住所:〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1  
電話:072-489-4541(直通)  
E-mail:gakkou-k@city.hannan.lg.jp

※詳細な仕様については、仕様書を確認すること。

※仕様書は下記よりダウンロードすること。

[阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務委託仕様書\(PDF\)](#)

※様式1～5 は下記よりダウンロードすること。

[応募様式一式\(Word\)](#)